

中国税務速報

2015年1月20日

●1 現物出資に係る企業所得税政策の問題に関する通知

財政部と国家税務総局は2014年12月31日付で、「非貨幣性資産の投資に係る企業所得税政策の問題に関する通知」(財税(2014)116号)を公布しました。

当該通知によると、居住者企業(以下「企業」と略称する)が非貨幣性資産による他の内国法人への投資によって認識する非貨幣性資産譲渡所得について、5年を超えない範囲で、相応する事業年度に応じてその課税所得額に均等に計上し、規定に基づき企業所得税を算定・納付することができます。企業が他の内国法人に投資して5年以内に持分譲渡あるいは投資回収される場合には、課税の繰延政策の実行を停止し、かつ、繰延期間内になお計上していない非貨幣性資産の譲渡所得について、出資持分譲渡あるいは投資回収にかかる事業年度の確定申告時に、一括して当該現物の査定機関による公正なる価格と帳簿価額との差額である譲渡所得に対し、企業所得税を算定・納付しなければなりません。

本通知は2014年1月1日から遡って執行されます。本通知公布前に発生した未処理現物出資については、本通知の要件に合致するものであれば本通知に従い執行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1451474/content.html>

●2 組織再編の促進に関連する企業所得税の取扱いの問題に関する通知

財政部と国家税務総局は2014年12月25日付けで、「企業再編の促進に関連する企業所得税取扱いの問題に関する通知」(財税(2014)109号)を公布しました。

当該通知によると、組織再編にかかる企業所得税の取扱いに関する通知(財税(2009)59号)に規定されている持分買収(第六条第(二)項)、資産買収(第六条第(三)項)にあたっての譲渡法人のすべての持分と資産の割合について、現状の75%から50%へ引下げられます。持分、資産の移転のうち、100%支配下にある居住者企業間、及び同一または同一複数の居住者企業の100%支配下にある居住者企業間の帳簿純額に基づくものについては、合理的な商業目的があり、減税、免税または税金の延滞を主たる目的などの租税を回避する目的としない要件を満たしていれば、特殊(適格)税務処理を実行することができます。

本通知は2014年1月1日から遡って執行されます。本通知公布前に発生した未処理組織再編については、本通知の要件に合致するものであれば本通知に従い執行されるすることができます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1451490/content.html>

●3 入札募集・競売・公示方式による土地にかかる都市・鎮土地使用税の納付問題に関する公告

国家税務総局は2014年12月31日付けで、「入札募集・競売・公示方式を通して取得した土地にかかる都市・鎮土地使用税の納付問題に関する公告」(国税(2014)74号)を公布しました。

当該公告の規定によると、入札募集・競売・公示方式を通して取得した建設用地は新たに徴用する耕地に該当せず、納税者は「財政部及び国家税務総局の不動産税及び都市・鎮土地使用税の関連政策に関する通知」(財税(2006)186号)第二条の規定に従い、契約により約定された土地引渡月または契約締結月の翌月から都市・鎮土地使用税を納付しなければなりません。

本公告は公布日である2014年12月31日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1450140/content.html>

●4 文化サービスの輸出等に係る営業税政策の支持に関する通知

財政部と国家税務総局は2014年12月30日付けで、「文化サービスの輸出等に係る営業税政策の支持に関する通知」（財税（2014）118号）を公布しました。

当該通知は、現行の老人ホームが提供する養老サービスの営業税免除政策について、老人ホームを合法的な老人ホーム運営許可ライセンスを取得したうえで設立されたものと老人ホーム及びそのサービスの概念を明確化にしました。また、財税（2006）3号第一条第（三）項の「教育労務を提供することにより取得する収入」の範囲についても、「学校食堂が飲食サービスを提供することにより取得する給食費収入」を追加しました。

本通知は2015年1月1日より執行され、これまでの未処理事項については本通知の規定に基づき執行されます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201501/t20150109_1177943.html

●5 一部製品の輸出に対応する増値税還付税率の調整に関する通知

財政部と国家税務総局は2014年12月31日付けで「一部製品の輸出による還付税率の調整に関する通知」（財税（2014）150号）を公布しました。

当該通知により一部製品の輸出に対応する増値税還付税率を変更されました。具体的には以下の通りとなります。

一、以下の製品の輸出に対応する増値税還付税率が変更されます。

- （一）一部付加価値の高い製品、とうもろこし加工製品、織物衣料品服の輸出に対応する仮払増値税還付税率の引上げ。
- （二）ホウ素鋼込の輸出に対応する仮払増値税還付の取消し。
- （三）毛髪束の輸出に対応する仮払増値税還付税率の引き下げ。

二、本通知第一条第（一）項及び第（二）項の規定は2015年1月1日、同条第（三）項の規定は2015年4月1日よりそれぞれ執行されます。なお、とうもろこし加工製品の輸出に対応する増値税還付税率の政策は2015年12月31日までが有効とされます。具体的な執行日付については、輸出貨物の通関申告書（輸出還付専用）に明記された輸出日とされます。

http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201412/t20141231_1175119.htm

●6 2015年関税実施方案に関する通知

国務院関税税則委員会は2014年12月12日付けで、「2015年関税実施法案に関する通知」（税委会（2014）32号）を公布しました。

当該通知によると、輸入関税税率について、燃油等一部の輸入商品に対し暫定税率を適用されます。感光材料等46種の商品に対し継続して従量税或いは複合税、レーザーイメージセッター（税号：37024321）に対し価格に10%の税率を乗じて税を徴収されます。小麦等8種47税目の商品に対して関税割当管理を実施され、税率には変動がありません。その内、尿素、複合肥料、リン酸水素ジアンモニウムの3種の化学肥料の割当税率については、引続き1%の暫定税率を適用されます。割当外の輸入による一定数量の綿花については、スライド関税を適用されます。10個の非全税目情報技術製品については、税関による照合調査管理を継続して実行されます。その他最恵国税率は据置きとされます。

「輸出税則」の輸出税率は変わらず、かつ、インゴット鉄等の一部の輸出商品については、暫定税率が適用されます。

上記方案は 2015 年 1 月 1 日より実施されます。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201412/t20141216_1168256.html